

私と社福 社福経営サポートクラブからのお知らせ

ここ最近「HPに載せる決算書はどこまでですか?」というご質問をよく頂きます。実はこれについては、通知がでているのをご存じですか?

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について (平成26年5月29日)

※雇児発0529第13号・社援発0529第4号・老発0529第1号の連盟通知

この通知によると、『現況報告書とその添付資料として決算書類をインターネットを活用して、公表しなければならぬ』と書いてあります。そしてここが重要なのですが、決算書の様式については、

- 第1号の1様式及び第1号の2様式
- 第2号の1様式及び第2号の2様式
- 第3号の1様式及び第3号の2様式

となっています。

2様式まででいいということは、科目は大区分(BSは中区分ですが)での表示でしか公表されないということになりますので、少しは配慮はしてくれているみたいですね!!データの形式は特に指定はないようですが、Excelの場合は改ざん防止の処理をするのを忘れないようにしてください(>_<)

すでに公表されている法人のHPをいくつか拝見したことがありますが、皆さん様々な形で載せていらっしゃるようです。中には4様式の決算書まで載せてしまってかなり赤裸々なことに・・・

掲載期限はありませんが、決算後なるべく早めに現況報告書と共に財務3表それぞれ1様式又は2様式までの決算書をHPで公表するようにしてください^_^



現況報告書

+

財務3表

by.カノン

FAGIANO 我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

なかなか勝てない試合が続いている
我らがファジ。。。
ここが正念場です!
さあ、トモニタカオウ!
「ファジアーノ!」

by.えびき

9月後半・10月前半の試合スケジュール					
第32節	9.20	日	対群馬	13:00	Cスタ(H)
第33節	9.23	水	対京都	17:00	西京極(A)
第34節	9.27	日	対大分	13:00	Cスタ(H)
第35節	10.4	日	対水戸	13:00	未定
第36節	10.10	土	対東京V	16:00	味の素スタ(A)

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

SERVICE MENU

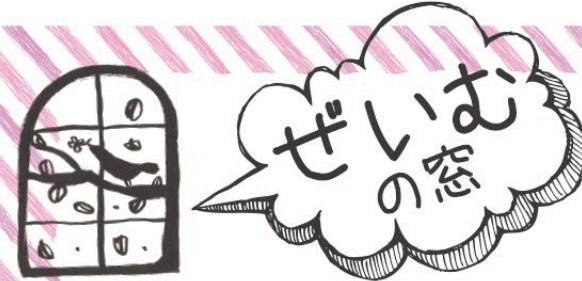
- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

SCB NEWS LETTER

涼風が気持ちがいい季節になりました!
第63号
2015年9月
発行

Fragrant olive~キンモクセイ~

暑さの中にも新涼を感じられる頃となりました。秋はもっとも落ち着いて仕事に打ち込める時期ではありませんか?そして、秋の夜長を活かして趣味にも没頭できますね。さて、仕事にも生き、趣味にもなるということで、今年の秋は読書を楽しみませんか?なんと、年収の差は読書量の差?とも言われるようですよ。



今回のテーマ

生前贈与の活用について

今月は、相続対策の王道、生前贈与についてのお話です。現在、贈与には大きく「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」があるのはご存知のとおりです。このうち、原則となる暦年課税について、発想を転換してみましょう。「いくら贈与税がかかるか」ではなく、「いくら受贈者に渡せるか」と考えるのです。贈与税の速算表は次のとおりです。基礎控除110万円を控除した後の課税価格に応じて、累進税率となっています。



課税価格(基礎控除後)	一般		20歳以上の者への直系尊属からの贈与	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円

「贈与税は高い!」という意識が強いので、通常、基礎控除の110万円以内の贈与を選択してしまう人は多いです。しかし、次の「手取額」と「手取率」の早見表を見てください。

贈与金額 ①	贈与税額 ②	負担率 ③=②÷①	手取額 ④=①-②	手取率 ④÷①
110万円	0	0%	110万円	100%
200万円	9万円	4.5%	191万円	95.5%
300万円	19万円	6.3%	281万円	93.7%
400万円	33.5万円	8.4%	366.5万円	91.6%

「贈与したら、いくら手取りとして子どもや孫に渡せるのか」と考えれば、柔軟な発想で、視野が広がるように思います。

実際の対策については、私どもSCBスタッフに、どうぞお気軽にお問合せください。

by.えびき



活用法!

第59回目
by.SCB経営塾

儲かる会社になるための management plan 「経営計画」の作り方



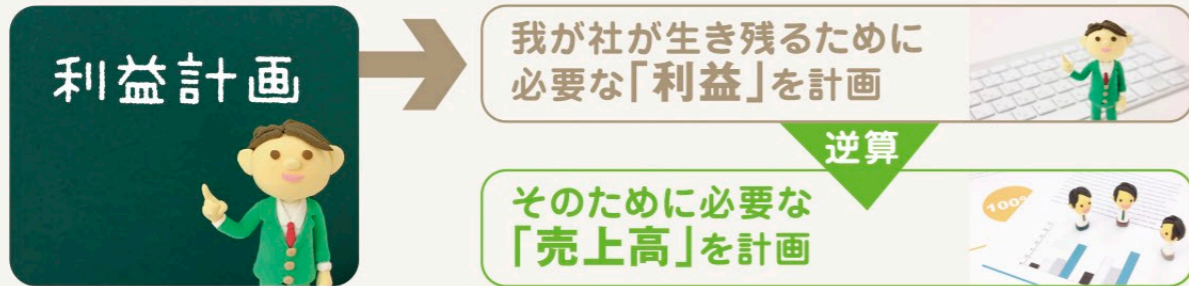
「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

利益計画とは?

- ① 「可能な売上高を予測し、その売上に基づいて利益を計算」
- ② 「手に入れたい利益を目標として設定し、その利益をあげるための売上高を逆算する。」

一般的に、利益計画を作るときは①のように「売上高」から作っていることが多いのではないのでしょうか。一倉定先生は、「事業経営は逆算」であり、「その逆算は利益計画から始まる」と言われています。

②のように、「必要利益」から逆算して「売上高」を計画することが重要です。



今回は、利益計画の手順についてみていきます。

by.カイ

Season by Season

白露

はくろ



白露とは、夜中に大気が冷え、草花や木に朝露が宿って白く見える頃という意味です。日中の暑さも和らぎ、秋の気配を感じられるようになります。

「露が降りると晴れ」という言葉のように、雲一つない夜空は大地から放出される熱を反射しないので(夜間放射冷却)、大気が冷えて露が発生します。翌日はもちろん快晴。

露の降りた朝は草木が濡れているので、布団などを干すのはタブーだと感じる人もいるようですが、実際にはこんな日こそ昼間は気温が上がりますので、竿を拭いて布団を干しましょう!(^^)!

by.うさぎ



ぶらぶらてくてく歴史探訪⑱ 連島編

初めて訪れる場所には「え?どうしてこんな名前がついたの?」と思わせる地名があります。今回はそんなお話です。倉敷市南部にある連島町。この旧道を行くとバス停に「ヤットコ」や「ドン」などちょっと聞きなれない地名を発見。これはこのコラムのネタになると感じたので早速調査開始。

調べてみるとここ連島も「吉備の穴海」の中にあつた地で干拓によって現在の地になつたらしい。そのためこの地はすぐ近くまで海が迫つていて堤防を築いていました。その堤防のため近くは急坂になつていて、荷車や人馬が「やっこどっこいせ」の掛け声で上り下りしていたのでこの名前がついたそうです。この堤防は今でも車が通るような道になっていますが、当時両側に建つ家々は一段と低い位置にあり、流れる川の方が高いといういわゆる「天井川」になつていました。そして梅雨時ともなれば連島の山々から雨水が流れ込み「ドン」の轟音をひびかせる急流となる様を表してこの名前がついたそうです。地名一つ一つにもその地に暮らす人々の様子が見えてきて、これも歴史探訪の楽しさの一つです。

by.さくら

消費税法改正 ~「電子通信利用役務の提供」についての消費税の改正について~

今年の残暑は格別に厳しいようですね。前回に引き続き、「電子通信利用役務の提供」についての消費税の改正についてお伝えしたいと思います。

改正内容は…… 1.国内取引の判定基準の見直し 2.リバースチャージ方式の導入

今回は、国内判定基準について見ていきます。

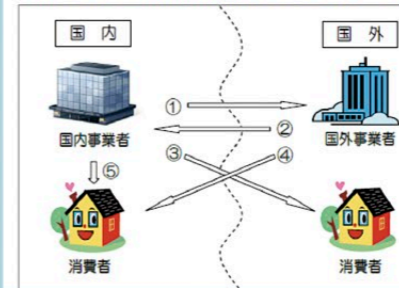
「電子通信利用役務の提供」については消費税の判定方法に変更がありました。今までは、「役務提供を行う者の住所」だった判定基準を「役務提供を受ける者の住所」を基に判定することとなりました。これによりどの国の事業者から電子書籍を購入しても等しく消費税がかかるようになります。上記の変更をまとめると右記の図になります。

(国税庁のホームページより)

「電気通信利用役務の提供」と内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準が、役務の提供を行う者の事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所地等」に見直されました。

電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供を行う者及び当該役務の提供を受ける者に応じた改正前及び改正後の課税関係は、次のとおりとなります。



取引	改正前	改正後
① 国内取引	課税	不課税
② 国外取引	不課税	課税
③ 国内取引	課税	不課税
④ 国外取引	不課税	課税
⑤ 国内取引	課税	課税

※ 改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

by.ふぐ